

令和4年度 第1回 滋賀県医療審議会 議事概要

日 時：令和4年8月18日（木）14：00～15：00

出席委員：田中委員、松本委員、越智委員、高橋委員、佐藤委員*、柳本委員*
平岩委員*、小川委員*、駒井委員*、西田委員、大西委員、山本
（な）委員、森委員*、山本（光）委員、野崎委員*
（順不同、敬称略）（15名／24名）

* オンライン参加

欠席委員：金子委員、小椋委員、石田委員、草野委員、宮本委員、堀江委員、
寺村委員、澤田委員、大和委員

議事の経過概要

開会宣告 14時00分

健康医療福祉部あいさつ：市川部長

事務連絡

事務局より、本日の出席者数は委員総数24人の過半数を超えており、滋賀県医療審議会運営要綱第4条第1項の規定により、会議が有効に成立している旨の報告があった。

事務局より、議題2および報告事項2については、議事内容について、意思決定の中立性を確保する必要があるため、「附属機関の会議の公開等に関する指針」に基づき非公開事項に該当すると考えられることから、冒頭に事務局より各委員へ会議を非公開とする旨、諮られた。

各委員から異議はなく、非公開で行われることが決定した。

議 題

（1）滋賀県保健医療計画の中間見直し（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

- 事務局より資料に基づいて説明があり、意見・質問がなく当該案で滋賀県知事に対して答申することが全会一致で承認された。

(2) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定について

- 事務局より資料に基づいて説明があり、全会一致で承認された。

報告事項

(1) 医師の働き方改革に伴う医療機関の特例水準指定に係るスケジュールについて

- 事務局より資料に基づいて説明があり、その後質疑応答が行われた。その概要は下記のとおりであった。

会長 雇用主との契約関係が結ばれていること、つまり契約書が交わされていることが前提になると思うが、現状としてどの程度契約書が結ばれているのか。また、結ばれていないのであればその部分をまず行うべきではないか。

事務局 個別の医療機関で対応が異なっているが、支援する際に契約書が結べているのかについても確認しているところである。

現状としては、全ての医療機関で契約書の締結ができているわけではないが、公立・公的病院等を中心として、入職時に契約を結ぶように進めているところだと聞いている。

会長 まずは、契約を結ばないと次に進まないと思うので、県がこのような契約を結ぶように方向性を示して、全員が納得するようなものを作っていくとよいと思うがいかがか。

事務局 指摘いただいた通りだと思う。まだ、個々の契約はできていないので、まずはそこができて、勤務条件を遵守する体制がその次だと思うので、徹底していけるように県としても伝えていきたい。

委員 医療機関に適応する基準は、5つに区分されるようになっており、特に連携Bの水準は大学などの医師を派遣する病院が該当すると思う。しかし、大学医師の半数は裁量労働制であり、裁量労働制の医師はA水準に入らないというのが厚生労働省の見解なので、この5つの区分は現実的ではないと思う。

なぜ、裁量労働制を外して5つの分類としているのか教えてほしい。

事務局 現時点で明確な答えを持ち合わせていないので、国等に問い合わせながらお答えしたい。

委員 働き方改革で、医療崩壊が起こることがありうると言われているが、その一番の原因は、当直の資格を得ている病院とそうでない病院で、勤務に対する労働時間の計算方法が異なっていることである。我々の調査では、派遣している医療機関の半数程度は、返答がないか当直の資格が取れていないという結果になっているが、県全体としては、どの程度になるか知見があれば教えてほしい。

事務局 厚生労働省からの依頼により、県下の病院および有床診療所の95医療機関に対して宿日直の許可状況等について照会中である。その結果を踏まえて、医療機関に対して今後支援をしていき、全ての医療機関をカバーしたいと考えている。

委員 10月には評価センターに提出する必要があるが、8、9月中にデータがでるのか。

事務局 8月中にアンケート結果が集約できるので、そこからになるが、できるだけ早期に整理したい。

委員 先ほどは、医師の場合の連携Bの話であるが、裁量労働制の場合は、医師でなく研究者と規定されているため、連携Bを取得できない。厚生労働省の見解では、研究は業務ではないとされており、裁量労働制の場合は、研究はやり放題になるが、連携Bは取れなくなるので、720時間の中で時間外労働するとなると、他病院への応援体制が破綻するので、宿日直の応援を必要とする病院が宿日直の許可を着実に取得できるように考えていただきたい。

(2) 地域医療連携推進法人の代表理事の認可について

- 事務局より資料に基づいて説明があった。

閉会宣言 15時00分